

基監発第 0517001 号
平成 19 年 5 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(公印省略)

授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用に当たり留意すべき事項について

授産施設、小規模作業所等（以下「小規模作業所等」という。）において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用については、平成19年5月17日付け基発第0517002号「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この取扱いに当たっては、下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 局長通達記2について

ここでいう訓練等の計画は、障害者の社会復帰又は社会参加の目的のために、障害者及びその保護者の要望、支援目標と課題、作業場所、作業日及び作業時間、作業内容及び作業量、作業指導、作業手当等を盛り込んだものであること（別添参照）。なお、授産施設において作成している支援計画であって、これらの内容が記載されているものについては、訓練等の計画として取り扱うこと。

2 局長通達記3(1)について

訓練等の計画に沿い、労働習慣の確立、就労意欲の向上等を目的として障害者の作業量を増加させることは、局長通達記3(1)に該当しないものであると判断されること。

一方、受注量の増加等に応じて、訓練等の計画によらずに作業を強制するものは、その目的を逸脱するものであり、局長通達記3(1)に該当するものであると判断されること。

3 局長通達記3(2)について

作業の繁閑等の状況に応じて、あらかじめ定めた作業時間の延長、作業日以外の作業指示を行うなど、臨機応変に作業指示を変更するものは、その目的を逸脱するものであり、局長通達記3(2)に該当するものであると判断されること。

一方、作業日以外の休日に臨時の作業やバザー等を行うことがあること及びその場合に休日を他の日に振り替えることが、あらかじめ訓練等の計画に記載されており、その計画に従って作業が行われる場合には、局長通達記3(2)に該当しないものであると判断されること。

4 局長通達記3(3)について

訓練等の計画に定める実作業時間に応じた工賃の支給は、局長通達記3(3)に該当しないものであると判断されること。

一方、実作業時間に応じた工賃総額から、遅刻、早退等の時間に対応する工賃額を超えて減額を行うことは、局長通達記3(3)に該当するものであると判断されること。

5 局長通達記3(4)について

訓練を目的とした作業において、成果物の出来高に応じて工賃が異なるものは、局長通達記3(4)に該当しないものであると判断されること。

一方、あらかじめ定めた作業量が達成できない場合に、成果物に応じて支給する工賃総額から、作業量の達成できなかった割合を超えて減額を行うことは、局長通達記3(4)に該当するものであると判断されること。

訓練のための具体的な作業計画書

対象期間：平成19年4月1日～平成19年6月30日

対象者氏名 齊藤 太郎

利用者及び 保護者の要望	【本人の希望】
	【保護者の希望】
	【備考：職歴等】
支援目標と 課題	【長期目標】
	【短期(本計画書期間)目標】
作業場所	
作業日及び作業時間	※記載する作業日及び作業時間内において訓練を行わなければならぬことに留意
作業内容及び作業	※作業日及び作業時間の作業量について特に設定されていなければ、作業量についての記載は要しないことに留意 ※1日あたりの作業量が設定されている場合において、当該作業量を変更する必要がある場合は、利用者の同意が必要であることに留意 ※作業量は特に設定されていないが、当面1日□□を訓練目標とし、変更有る場合は利用者の同意を得るなど、訓練以外の作業は行わない内容にすること。なお、作業割当未達成の場合に制裁を課さないことに留意
作業指導	
作業手当	
その他の	欠席・遅刻・早退等による制裁が設けられてはならないことに留意

上記訓練計画書に基づき、訓練を行うこととします。

平成19年3月〇〇日 ○○小規模作業所所長：〇〇 〇〇 印
上記訓練計画に基づき、訓練を行うことに同意します。

平成19年3月〇〇日

氏名：齊藤 太郎
保護者氏名：齊藤 花子